

# 匿名 SNS に実名登録を導入する事による「犯罪自慢投稿」 抑止効果の検討

加藤 成泰<sup>†</sup> 大木 榮二郎<sup>‡</sup>

工学院大学 情報学部<sup>†‡</sup>

## 1. はじめに

ソーシャルメディアサービス (SNS) の普及に伴い「犯罪行為」を自身の SNS 上に投稿し炎上する事例が 2013 年 6 月～同年 9 月にかけて連続して発生した。この行為は IPA 発行の「2014 年版 情報セキュリティ 10 大脅威」[1]の一つとして選定される等話題を呼んだ。

本研究ではこのような事例が実名 SNS である Facebook では少なく、匿名 SNS である Twitter では発生件数が多いことから、匿名 SNS である Twitter に対して「実名登録制度」を導入することによって犯罪自慢投稿への抑止効果が生まれるという仮説を立て検証を行い匿名 SNS に実名登録制度を導入することによって犯罪自慢投稿に対する抑止効果が期待できることを提示する。

## 2. 犯罪自慢投稿

本研究では「刑事罰の対象となりうる行為の一部、もしくは全部を撮影または録画した映像や画像を自身の SNS 上に投稿する行為、もしくはその投稿」の事を犯罪自慢投稿と呼ぶことにする。原則として犯罪行為が行われている状況を Twitter または Facebook に投稿された映像もしくは画像を元に確認できたもののみを対象として扱う。但し、投稿内容に映像等が含まれていなくても爆破予告等の投稿自体が犯罪に該当しう場合には本研究の犯罪自慢投稿の範囲として取り扱うことにする。

## 3. 仮説体系

「匿名 SNS に実名登録を導入する事によって犯罪投稿を抑止する効果が生まれる」という点を仮説検証アプローチを用いて検証する。仮説体系図を図 1 に示す。本研究ではグランド仮説を証明するためにグランド仮説の要素を更に分解したものをサブ仮説としサブ仮説の検証を通じてグランド仮説を検証していくことにする。

## 4. サブ仮説 A

サブ仮説 A では「SNS 利用者が犯罪自慢投稿を行ってしまうのは自身の行動が犯罪行為であ

### 【グランド仮説】

SNS を利用しているユーザーは犯罪自慢投稿をする可能性が高いので、SNS に実名登録を導入することで犯罪自慢投稿への抑止効果が生まれる。

### 【サブ仮説 A】

SNS 利用者は犯罪自慢投稿における行為が犯罪行為であると認識していない。

### 【サブ仮説 B】

SNS を実名登録にしても表示名を自由に設定できる場合には匿名 SNS の利点は失われない。

### 【サブ仮説 C】

SNS を実名登録にすることには犯罪自慢投稿に対する抑止効果が期待できる。

図 1 仮説体系図

ると認識していないからではないか」という立場から犯罪自慢投稿の発生要因を考察した。

SNS を利用している大学生 77 人を対象に犯罪自慢投稿における行為が犯罪行為であると認識しているか検証するため、幾つかの事例について「犯罪行為である」「違法行為かも知れないが許される範囲内だと思う」「犯罪にも違法行為にも当たらないと思う」の三者択一形式で回答を得た。その結果それぞれの事例について約 7 割の SNS 利用者が「犯罪行為である」と認識しているという結果が得られた。このことは犯罪自慢投稿を行った投稿者が「犯罪行為であると知りながら犯罪自慢投稿を行っていた可能性」を示唆している。

一方で、発生件数 (図 2) について注目すると犯罪自慢投稿が各種報道等で取り上げられた 2013 年 9 月以降では犯罪自慢投稿の件数が大幅に減っていることから、報道等によって自身の行動が犯罪行為であると認知した為その様な投稿を自粛するようになったのではないかと考えられる。即ち「投稿者は犯罪行為であると認識していなかったが故に投稿してしまったので

はないか」と考察することが出来る。

この事からサブ仮説 A の結論として SNS 利用者は「犯罪認識の有無」に関わらず犯罪自慢投稿を起こす可能性があるとする。

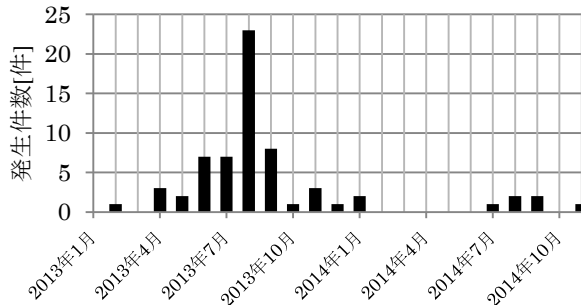


図 2 犯罪自慢投稿発生件数の推移

### 5. サブ仮説 B

サブ仮説 B では「実名登録であっても公開名を利用者が自由に設定できれば匿名 SNS の利点が失わない」という立場からどのような設定方式が有効であるかを検討した。本研究では実名登録を導入することで犯罪自慢投稿を抑止できるのではないかとこの立場で議論を進めているが、一方で実名登録によって匿名 SNS の利点が失われてしまう可能性も考えられる。ここでは「一律実名表示」「ユーザー選択式実名登録表示」「表示名選択式実名表示」という3つの設定方式を提示し、それぞれについて匿名 SNS の利点である「意図せず個人が特定されにくい」「意図しない友人知人と繋がりにくい」「自由に発言が可能である」という点が失われていないかという観点から考察を行った。

結果として「表示名選択式実名表示」であれば匿名 SNS の利点を保持しつつ実名登録を導入することが可能であるという結論に至った。

### 6. サブ仮説 C

サブ仮説 C では「実名登録によって犯罪自慢投稿が起こしにくくなる」という仮説を立て A.H.Maslow の提唱する「欲求 5 段階説」及び T.Hirschi の提唱する「社会的絆理論」を用いて考察を行い、実名登録によって犯罪自慢投稿に対する抑止効果が期待できる事を示す。

Maslow の欲求 5 段階説とは「人間は図 3 に示した 5 段階の欲求を有し、ある段の欲求が満たされると、その 1 段階上の欲求が生まれ、それを満たそうと行動する」というものである。

本研究では犯罪自慢投稿が承認・自我欲求を満たそうとして発現する行動であると推定し、Maslow 理論の下位段階の欲求満たされなければ

上位段階の欲求を求めることはし難いという点から、匿名 SNS に実名登録を導入することで社会的欲求が満たされにくい状況、即ち承認・自我欲求に対する行動を取りにくい状況を作ることによって犯罪自慢投稿に対する抑止効果が期待できるのではないかと考えた。

また、T.Hirschi の提唱する「社会的絆」の 4 要素「Attachment (愛着)」「Commitment (投資)」「Involvement (巻き込み)」「Belief (規範概念)」の内、実名登録によって「投資」意識の向上が期待できる。この事から自己統制的に欲求を抑える事で犯罪自慢投稿に対する抑止効果が生まれることが期待できる。

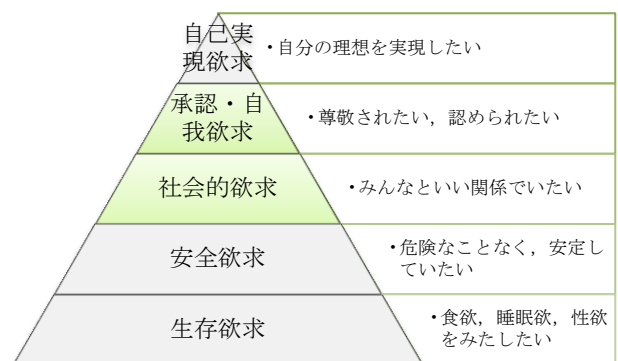


図 3 Maslow の欲求 5 段階[2]

### 7. 総括

以上の検証により、匿名 SNS に実名登録を導入することに犯罪自慢投稿に対する抑止効果が期待できる事が示された。

本研究では投稿者の立場に重きをおいて議論を行ったが、実際に匿名 SNS に対して実名登録制度を導入する場合には、運営会社の立場に立った場合の影響評価も必要でありこの点については今後の課題としたい。

### 主要参考文献

[1] 独立行政法人情報処理推進機構, “2014 年版情報セキュリティ 10 大脅威”, 独立行政法人情報処理推進機構  
 <<https://www.ipa.go.jp/security/vuln/10threats2014.html>>, (取得日 2015/01/06)

[2] カツオ, “超簡単! SNS 投稿者の裏側心理を見抜いて、相手を気持ちよくさせる方法「マズローの欲求 5 段階説」編”, カツオの読書感想文,  
 <<http://knowledge-plus.com/report/6/>>, (取得日 2015/01/06)